

人吉市公営企業会計決算審査実施要領

1 実施方針

地方公営企業法第30条第2項の規定による人吉市公営企業会計の決算審査については、人吉市監査委員監査基準によるほか、次の方針により実施する。

(1) 審査の視点

市長から送付される各企業会計の決算書、決算説明資料及び関係書類について、次により審査を行う。

ア 地方公営企業法施行令第9条に規定する会計の原則に準拠して作成され、計数が正確なものとなっているか。

イ 収益的支出及び資本的支出の経理区分が適正に行われているか。

ウ 事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか。

エ 各事業が経済性を発揮し、本来目的である公共の福祉を増進するように運営されているか。

(2) 実施方法

関係諸帳簿及び証拠書類を点検、照合するとともに、関係機関の説明を聴取し、定期監査及び例月出納検査の結果を踏まえて、厳正に実施する。

2 審査着眼事項

審査を効率的、効果的に実施するため、これまでの監査の実施状況を踏まえて次の着眼事項により実施する。

(1) 決算諸表

ア 予算の執行は適正か。

イ 決算諸表の計数は、経営成績及び財政状態を適正に表示しているか。

決算報告書

① 決算報告書は関連する他の決算諸表及び繰越計算書等と符合するか。

② 予算の繰越理由、財源及び手続きは適正か。

③ 資本的収入及び資本的支出の予算執行は、事業計画とそれに基づく財政計画に従って執行されているか。

④ 資本的収入額が資本的支出額に不足する場合の補てん財源は妥当か。

損益計算書

① 収益及び費用の計上額は妥当か。

② 調定及び収納の事務は適正に行われているか。

③ 貸借対照表の前受収益及び未収収益の計上は適正か。

④ 貸借対照表の前受費用及び未払費用の計上は適正か。

⑤ その他定期監査着眼事項を準用する。

剰余金計算書又は欠損金計算書

- ① 減債積立金、利益積立金及び建設改良積立金の繰入額、処分額、処分理由及び会計処理は適正か。
- ② 受贈財産評価額の当年度発生理由及び評価額は適正か。
- ③ 再評価積立金、受贈財産評価額及び寄附金等資本剰余金の処分額及び処分理由は適正か。
- ④ そのほか資本剰余金の計上を誤っているものはないか。
- ⑤ 損益計算書の固定資産売却損益の内容及び計上額は適正か。
- ⑥ 損益計算書の過年度損益修正の内容及び計上額は適正か。
- ⑦ 損益計算書の臨時損失の内容及び計上額は適正か。

剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書

資本金、資本剰余金及び未処分利益剰余金の処分額及び処分理由は適正か。

貸借対照表

定期監査着眼事項による。

(2) 経営状況

- ア 経営活動は、合理的かつ能率的に行われているか。
- イ 予算と実績の差、前年度との著しい差異などは合理的理由があるか。
- ウ 経営計画及び執行は妥当か。
- エ 経営資本対経常利益率、営業収支比率、自己資本構成比率及び経営資本回転率は妥当か。
- オ 料金原価は、能率的経営下における適正かつ合理的要素により構成されているか。
- カ 経費の負担区分は法令に基づき明確であるか。また、現行負担区分は実情に即したものであるか。
- キ 施設、設備の整備及び職員の充足及び配置は適正か。
- ク 資金運用状況は適正か。
- ケ 建設改良事業は、公共の福祉を増進する観点から実施されているか。

3 実施対象及び日程

(1) 実施対象

- ア 人吉市水道事業特別会計
- イ 人吉市公共下水道事業特別会計

(2) 実施時期

6月から7月

4 審査意見書の提出

審査意見書は、代表監査委員、議会選出監査委員による合議で決定し、市議会の9月定例会の開会日までに市長に提出する。